

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

（令和6年5月1日改定）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 坂井福祉会
主たる事務所の所在地	福井県坂井市坂井町下関42-2
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 木村 洋子
電話番号	0776-72-2630

2. 利用事業所

事業所の名称	潟池野ケアプランセンター
事業所の所在地	福井県坂井市坂井町下関42-4-2
管理者の氏名	都築 優子
指定番号	1871700850
指定年月日	平成22年4月1日
利用定員	90名
電話番号	0776-72-0100
ファクシミリ番号	0776-72-3200

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人 坂井福祉会が開設する潟池野ケアプランセンターが行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
事業所運営の方針	①利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。 ②利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。 ④市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて行う。

4. 職員の配置状況

従業者の職種	人数
管理者	1名
介護支援専門員	1名以上

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	常勤 8：30～17：30	年間110日
介護支援専門員	常勤 8：30～17：30	年間110日

6. 営業日

営業日	月曜日～金曜日まで。 但し、祝日・年末年始（12月30日～1月3日を除く。）
営業時間	8：30～17：30

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援サービスとして次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

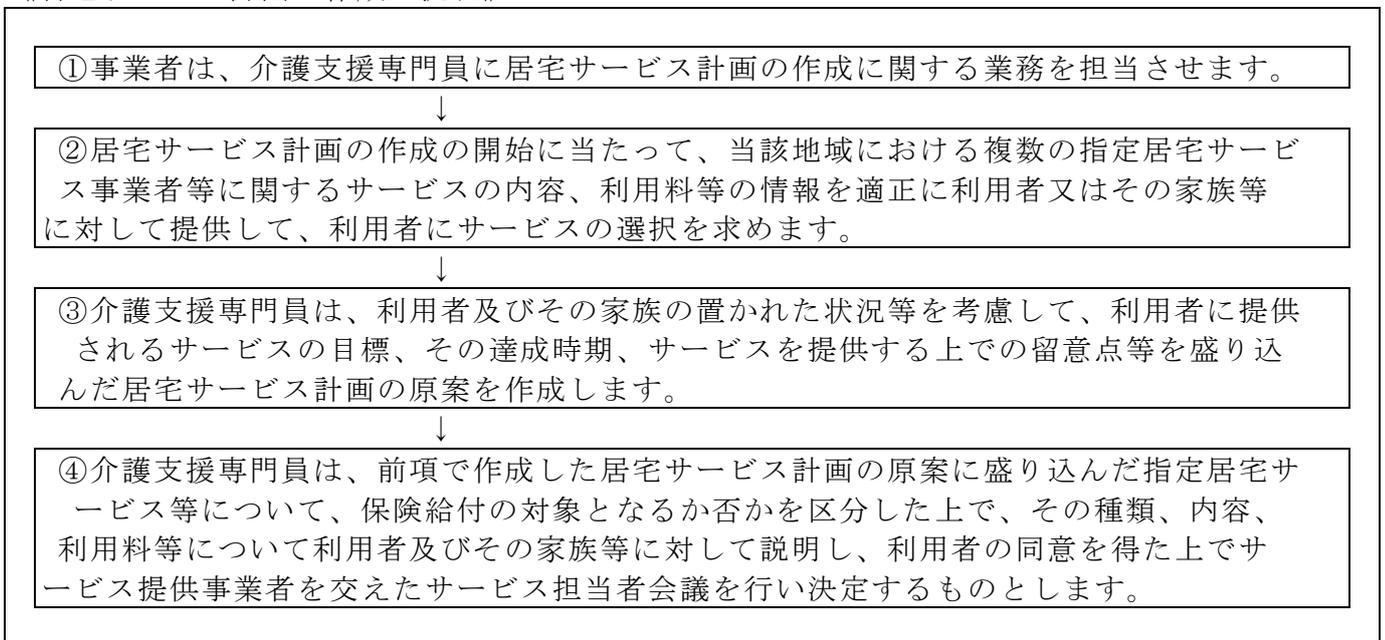
サービスの内容と利用料金

【サービスの内容】

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成し、文書により利用者の同意を得ることとします。

《居宅サービス計画の作成の流れ》



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与や利用者家族との連携

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・利用者が、医療機関へ入院等をされた場合、担当ケアマネージャーの事業所名、

氏名、連絡先を入院医療機関にお伝えください。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

【サービス利用料金】

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

利用料金

項 目	金 額
居宅介護支援費	要介護1：10,860円
	要介護2：10,860円
	要介護3：14,110円
	要介護4：14,110円
	要介護5：14,110円

項 目	備 考	金 額
初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービスを作成する指定居宅介護支援を行った場合 ・要支援者が要介護認定をうけた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 	初回加算 3,000円
特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の主任介護支援専門員を配置している場合 ・計画的に研修を実施している場合 ・地域包括支援センターから、支援困難な事例を紹介された場合においても、困難な事例に係る者に居宅介護支援を実施している場合 ・利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議を定期的で開催している場合 ・24時間の連絡体制を確保し、かつ、必要に応じ利用者等の相談に対応する体制を確保している場合 ・運営基準又は特定事業所集中の減算を受けていない場合 ・介護支援専門員1人当たりの平均件数が45件以上でない場合 	特定事業所加算(Ⅲ) 3,230円

	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している場合 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している場合。 他の法人が運営する居宅支援事業者と共同で事例検討会等を実施している場合。 	
入院時情報連携加算	<ul style="list-style-type: none"> 入院時情報連携加算（Ⅰ） 入院時、3日以内に利用者に関する必要な情報を提供した場合 入院時情報連携加算（Ⅱ） 入院時、4日以上7日以内に利用者に関する必要な情報を提供した場合 	<p>入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,500円</p> <p>入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,000円</p>
通院時情報連携加算	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 ※1月に1回の算定を限度 	<p>通院時情報連携加算 500円</p>
退院・退所加算	<ul style="list-style-type: none"> 退院または退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、居宅及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。） ※入院又は入所期間中につき3回を限度 	<p>退院・退所加算</p> <p>カンファレンス参加時 6,000円／1回 7,500円／2回 9,000円／3回</p> <p>カンファレンス不参加時 4,500円／1回 6,000円／2回</p>
中山間地域に居住する方へのサービス提供加算	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施地域を越えてサービス提供した場合 	<p>中山間地域に居住する方へのサービス提供加算 サービス費に5%加算</p>
緊急時等居宅カンファレンス加算	<ul style="list-style-type: none"> 病院または診療所の求めにより、その職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合 	<p>緊急時等居宅カンファレンス加算 (月2回を限度) 2,000円／回</p>
看取り期におけるサービス利用前の相談 ・調整に係る評価	<ul style="list-style-type: none"> 退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められる場合 	<p>居宅介護支援費を算定</p>

8. 事業の実施地域

実施地域	坂井市坂井町・あわら市
------	-------------

9. 苦情等申立窓口

当事業所では、利用者が満足して居宅介護支援サービスをご利用いただけるよう、苦情受付担当者として苦情を受け付ける苦情受付窓口を設置しています。また、苦情解決に当たり中立・公正な立場から助言を行う第三者委員も設けております。

◆体制は、次の通りです。

	氏名	連絡先
苦情受付担当者	都築 優子	居宅事務所 TEL 0776-72-0100
苦情解決責任者	都築 優子	〃
第三者委員	森 之嗣	あわら市 TEL 0776-73-1144
〃	向井 勉	あわら市 TEL 0776-73-3708

◆苦情の受付方法は、次の通りです。

面接・電話・書面等により苦情受付担当者が受け付けます。苦情受付担当者は、受け付けた要望や苦情内容を確認した上で、利用者に報告を受けた内容をお知らせします。

また、潟池野に言いにくいという利用者は、直接第三者委員に申し出ることが出来ます。要望・苦情の受付時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から17時30分までです。ただし、祝日・年末年始は除きます。

◆苦情解決の方法は次の通りです。

苦情解決責任者は、利用者との誠意を持って話し合い、解決に努めます。また、必要に応じて、第三者委員が立ち会います。

◆行政機関・その他苦情受付機関

機関名	電話
あわら市役所健康長寿課	0776-73-8022
坂井市役所高齢福祉課	0776-50-3040
坂井地区広域連合介護保険課	0776-91-3309
福井県国民健康保険団体連合会	0776-57-1614
福井県社会福祉協議会	0776-24-2339

10. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、内容を記録、整備し、その完結の日から5年間保存します。

11. 秘密保持

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、退職後も第三者に漏洩しません。

(守秘義務)ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

12. 協力医療機関

医療機関の名称	木村病院
所在地	福井県あわら市北金津 5 7 - 2 5
電話番号	0 7 7 6 - 7 3 - 3 3 2 3

13. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	さかの歯科クリニック
所在地	福井県あわら市大溝 2 - 3 4 - 7
電話番号	0 7 7 6 - 7 3 - 4 6 1 8

14. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況
※別紙参照